

国立大学法人東京海洋大学保有個人情報の文書又は図画についての開示方法要項

平成18年3月31日

海洋大規第 392号

改正 平成29年5月18日 海洋大規第 177号

(趣旨)

第1 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第24条及び国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則(平成17年海洋大規第268)第24条に基づき、国立大学法人東京海洋大学(以下「法人」という。)が文書又は図画に記録されている保有個人情報を開示する場合の実施方法については、この要項の定めるところとする。

(文書又は図画の開示方法)

第2 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、三から四までに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 一 当該文書又は図画(法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、二に規定するもの)の閲覧。
- 二 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したものの交付(三に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格A列1番若しくは日本工業規格A列2番の用紙に複写したものの交付(三に掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付。
- 三 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付。
- 四 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6233に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付。

(雑則)

第3 第2に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号)第4条第2項に基づく文書又は図画の開示の実施の方法として法人が定める開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年海洋大規第177号)

この要項は、平成29年5月30日から施行する。